

## 大ゴッホ展を核とした地域経済活性化事業 公募型プロポーザルに関する質疑と回答

R8.1.9 福島県文化振興課

No.	質問事項	質疑内容	回答
1	業務委託仕様書(案) IV委託業務の内容について	「ア 夜のカフェテラスの再現」と「イ 展覧会コラボ商品・企画」について、最低実施・提供期間などの縛りはあるか。	本事業は「大ゴッホ展」の来場者に向けて提供される商品またはサービスを対象とすることから、少なくとも大ゴッホ展の会期中は実施・提供を行つていただくことを想定しています。
2	業務委託仕様書(案) IV委託業務の内容 2 周遊事業について	「ア アートイベントの企画・運営」について、「ふくしまアートスタンプラリー」は今年3月1日までの期間となっているが、来年度も実施をする想定か。	令和8年度予算の成立前であるため、来年度事業の実施有無について、現時点において回答は差し控えさせていただきたいと存じます。
3	業務委託仕様書(案) IV委託業務の内容について	大ゴッホ展の開始時期(2月21日)までに「ア 夜のカフェテラスの再現」と「イ 展覧会コラボ商品・企画」の事業者(合計約70事業者)を揃える必要があるか。	参加する事業者の業種や規模によって、事業着手までに要する期間は異なると思慮されるため、すべての事業者を展覧会開始時期までに揃える必要はないと考えております。
4	業務委託仕様書(案) IV委託業務の内容 1 企画支援事業 (2)企画支援事務について	「■支援の完了後、対象事業者に企画費用を支払う。」とあるが、これが具体的にどのタイミングを想定しているか。	企画費用の支払いにつきましては、対象事業者が本事業の趣旨に合致する商品又は企画を提供開始したことを、事務局において確認したタイミングを想定しております。なお、詳細については、契約締結前に協議により決定することいたします。
5	募集要領 9 プロポーザルの審査に関する事項 (2)審査基準について	審査基準の企画提案内容、周遊促進事業の中に「関連事業との相乗効果が得られる仕組みになっているか」という項目があるが、この関連事業とは具体的に何を指すのか。	この関連事業とは、令和8年2月より開催する「大ゴッホ展」や令和8年4月より開催する「ふくしまデステイネーションキャンペーン」、当課が実施している「ふくしまアートスタンプラリー」などの、県内外からの誘客促進事業及び県内周遊促進事業を指しております。
6	本事業の名称について	夜のカフェテラスの再現・展覧会コラボ商品・企画の名称およびキャッチコピーについては、それぞれ提案事項に入っているが、本事業全体の名称に対する提案は必要か。	参加事業者の募集に際し、本事業を説明するうえで、包括的かつ効果的な共通する名称がございましたら、ご提案ください。
7	KPIについて	仕様書では「定量及び定性の両面から測定可能な手法」の提案が求められていますが、県として設定済みの目標値、あるいは特に重視する成果指標がございましたらご教示いただけますでしょうか。	「H27 文化庁の経済規模及び経済波及効果に関する調査研究事業」に基づき、直接効果(売上)を推計しており、このほか、原材料生産者や中間サービス特に重視する成果指標は、参加店舗の売上増加額、新規顧客の来店率、価格改定幅としております。
8	ターゲットについて	本事業のメインターゲット層について、仕様書には「県内外から幅広い来訪」などの記載がございますが、そのほか具体的な想定はございましたらご教示いただけますでしょうか。	県内外から幅広い来訪を想定しておりますが、飲食店等を訪れた一般消費者を「大ゴッホ展」に誘客する効果も想定しております。
9	連携企画について	仕様書には「業種の偏りがないよう全体のバランスを調整すること」という旨の記載されておりますが、特に連携を希望する業種等がございましたらご教示いただけますでしょうか。	連携を希望する特定の業種等はございませんが、他機関において大ゴッホ展の開催を契機として、飲食店との連携企画が実施される予定ですので、相乗効果を得られるような企画をご提案ください。ただし、業種の偏りがないように、飲食業だけではなく、土産品やサービス(理美容や体験型観光)なども提供できるようにしてください。
10	連携事業者について	仕様書において連携事業者の「アタックリストを作成」との記載がございますが、県で想定している事業者やお考えの業種がございましたらご教示いただけますでしょうか。	No.9で回答しましたとおりです。 アタックリストの作成は、今回の企画提案事項には含まれませんが、契約締結後、速やかに参加事業者を募集する必要がありますので、ご留意ください。
11	事業経費の評価について	募集要項の審査基準にある「事業経費の妥当性」について確認させてください。こちらは、提案する「①委託費の総額」の妥当性を評価される項目でしょうか。あるいは、仕様書で提案が求められている「②個別企画事業のモデル経費」の妥当性を評価される項目でしょうか。もしくは、その両方を評価されるのでしょうか。	「①委託費の総額」の妥当性を評価いたしますので、企画支援事業だけでなく、周遊促進事業、プロモーション事業に係る事業内容及び経費の妥当性について審査させていただきます。
12	委託費と企画経費について	仕様書では「企画経費の支払代行」が委託業務の一部として記載されていますが、事業者に支払う企画経費(タイアップ企画やコラボ商品のための資器材・材料購入費等)は委託費に含まれるかご教示ください。仮に、上記の企画経費が委託費に含まれず、県から別途精算される場合、「支援の完了後、対象事業者に企画費用を支払う」業務は、受託事業者が一時的に立替払い(出納事務)を行う必要がある、という理解で相違ないでしょうか。	事業者に支払う企画経費も委託費に含まれます。 概算金額としては以下の金額を想定ください。 「ア 夜のカフェテラスの再現」 10事業者 × 300千円 = 3,000千円 「イ 展覧会コラボ商品・企画」 60事業者 × 100千円 = 6,000千円